

改正貸金業法の完全施行に向けた取組み

平成22年8月9日

沖縄総合事務局

改正貸金業法の周知徹底のための取組み

5月27日開催

周知のための会議体

沖縄県多重債務対策協議会

沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議

合同開催

< 会議体としての取組み >

- ・ポスター、リーフレット配布(コンビニ、交番等)
- ・街頭啓発活動(ポケットティッシュ等配布)

< 当局主体の取組み >

- ・ 局長への改正貸金業法インタビュー記事が地元2紙に掲載
- ・ 局長による街頭啓発活動オープニングセレモニー、及び局長以下によるポケットティッシュ配布
- ・ 局長以下による各種会議等での周知(商工会総会、金融広報委員会等)
- ・ 改正貸金業法説明会(貸金業者、行政機関相談員向け)を本島及び宮古・八重山地方で開催
- ・ 財務部長による改正貸金業法の新聞コラム寄稿
- ・ 日本貸金業協会カウンセラーによる行政機関相談員向けセミナー開催
- ・ 沖縄総合事務局報、ホームページ、庁舎電光掲示板による周知
- ・ 職員への法改正概要周知、及び各職員から知人等へ伝達

< 無料相談会の開催 >

- ・ 沖縄県クレ・サラ被害をなくす会
「クレジット・サラ金・ヤミ金 110 番」(6/15～25)
- ・ 沖縄県司法書士会
「改正貸金業法完全施行に伴う無料相談会」(6/16～7/30)
- ・ 沖縄弁護士会
「全国一斉多重債務相談会」
- ・ 沖縄県多重債務対策協議会
「借金問題・こころの健康相談」

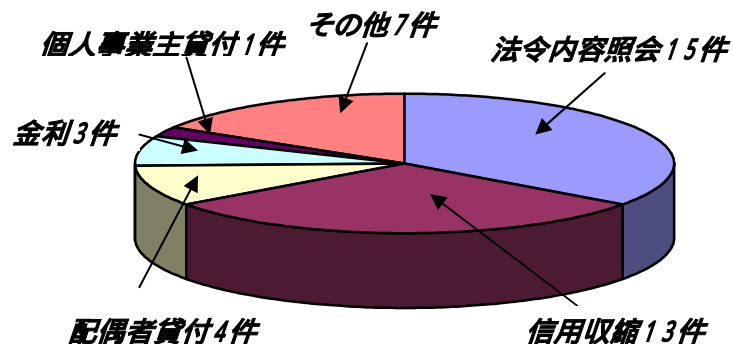
< 沖縄県主体の取組み >

- ・ ラジオ県民室(FM沖縄ほか2局)での啓発放送(5/24～)
- ・ 完全施行周知横断幕を歩道橋に設置(6/16～)
- ・ 県主催各種会合での周知(消費者月間講演会等)
- ・ 各種広報誌、ホームページ、庁舎電光掲示板による周知(5/10～)

< その他構成機関の主な取組み >

- ・ メールマガジン配信、消費生活カレッジ開催(那覇市)
- ・ ためになる暮らしの講演会開催(沖縄市)

借り手側からの反応



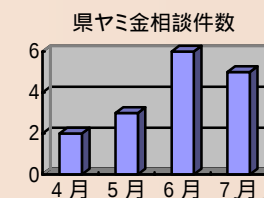
○改正貸金業法に関する苦情・相談内容の類型

	信用収縮	配偶者貸付	個人事業主 向貸付	金利	法令照会	その他	合計
苦情	(1) 3	0	0	2	1	1	(1) 7
相談	(4) 10	4	1	1	14	(1) 6	(5) 36
合計	(5) 13	4	1	3	15	(1) 7	(6) 43

注：回答のあった沖縄県内相談窓口の6月18日～7月15日までの合計
()内書きは当局に寄せられたもの

～特徴的な相談内容～

- ・ 当局への相談は、ほとんどが「総量規制に抵触し借りられない」というものであるほか、収入証明に関するものとなっている。
- ・ 沖縄県においては、廃業先の所在確認や、ヤミ金融業者の問い合わせが増加傾向にある。
- ・ その他沖縄県内の相談窓口では、改正貸金業法の内容についての照会(年収の3分の1を超えた部分は一括返済しなければならないのか等)が多い。
- ・ 現時点では、完全施行前後で苦情が大幅に増加するなどの動きはみられない。



貸し手側等の対応

<貸金業者>

- ・ 完全施行前から顧客対応を順次実施しているので、大きな混乱は生じていない。
- ・ キャッシングの一括払いを分割にしたいとの要望が多く、条件変更には積極的に対応している。
- ・ みなし決済廃止時の顧客からの問い合わせが増加している。
- ・ 収入証明書の提出を依頼しているが、未提出先が相当数ある。

<金融機関>

- ・ 一部の銀行では、消費者金融の肩代わりの相談や、専業主婦と思われる顧客からの問い合わせが増加傾向にある。
- ・ 消費者金融の金利を引き下げたほか、保証を取り付けたうえで消費者金融に積極的に組みたいとする金融機関もみられる。

みなし業者が回収のみをしているうちに、資金需要者に頼まれ融資するケース(いわゆるソフトヤミ金化)が多くなる事を危惧する声も聞かれる。